

岩手県告示第88号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護、居宅介護支援計画の作成又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年1月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ウェルファー	釜石市大町一丁目1番4号	あゆみ訪問看護ステーション山田	下閉伊郡山田町北浜町9番4号	平成20年12月1日

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ウェルファー	釜石市大町一丁目1番4号	あゆみ居宅介護支援山田事業所	下閉伊郡山田町北浜町9番4号	平成20年12月1日

3 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ウェルファー	釜石市大町一丁目1番4号	あゆみ訪問看護ステーション山田	下閉伊郡山田町北浜町9番4号	平成20年12月1日